

豊中市中学校給食実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づく豊中市立中学校における学校給食（以下「中学校給食」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施校)

第2条 中学校給食の実施校（以下「実施校」という。）は、豊中市立小・中学校設置条例（昭和39年豊中市条例第20号）に規定する豊中市立中学校とする。

(申込み対象者)

第3条 中学校給食の提供を申し込むことができる者は、次のとおりとする。

- (1) 実施校に在籍する生徒
- (2) 実施校に在籍する教職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、実施校の学校長（以下「校長」という。）が必要と認めるもの

(提供方法等)

第4条 中学校給食は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する業者（以下「委託業者」という。）の調製施設の使用により専用のランチボックスで提供するデリバリー方式によるものとする。

- 2 中学校給食は、学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第2項に規定する完全給食を原則とする。
- 3 食物アレルギー食の提供は行わない。ただし、原材料情報やアレルギー情報等について、保護者等に情報提供するものとする。
- 4 衛生管理上、提供された学校給食に係る食べ残し等の持ち帰りは、認めないものとする。

(実施日)

第5条 中学校給食を提供する日（以下「実施日」という。）は、教育委員会が校長との協議を経て決定するものとする。

- 2 教育委員会は、次に掲げる日を除くすべての日について中学校給食を提供するよう努めなければならない。
 - (1) 豊中市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則（昭和32年豊中市教育委員会規則第3号）第2条第1項第2号及び同条第2項に規定する休業日
 - (2) 中学校給食の提供が不要であると校長が判断する日

- 3 校長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により決定した実施日を変更し、又は実施日における中学校給食の提供を中止することができる。
- 4 前項の規定による実施日の変更し、又は実施日における中学校給食の提供を中止しようとするときは、当該実施日の5営業日前までに中学校給食実施日変更届を教育委員会に提出しなければならない。
(管理運営等)

第6条 次に掲げる事務は、教育委員会が行うものとする。

- (1) 献立の作成
 - (2) 献立表及び給食だよりの作成及び配布
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事務
- 2 次に掲げる事務は、豊中市学校給食費徴収規則(平成24年豊中市規則第80号)の規定に基づき、豊中市教育委員会事務局教育次長及び豊中市教育委員会事務局学校給食室に所属する職員が補助執行するものとする。
 - (1) 中学校給食費に係る徴収等事務
 - 3 校長は、配膳室の衛生管理その他中学校給食の提供に係る実施校内における事項を適切に行うものとする。

(検食)

第7条 校長は、中学校給食の安全性、分量及び味の適性等について確認するため検食を行うものとする。

- 2 校長は、出張等やむを得ない場合については、前項の規定にかかわらず校長が指定する教職員に検食を行わせることができる。
- 3 同条第1項の規定による検食の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

(申込み手続き)

第8条 中学校給食の提供の申し込みをしようとする対象者(第3条1号に掲げる生徒にあっては、対象者の保護者)は、中学校給食利用登録申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申込書の提出を受けたときは、次条に定める予約手続きに係るユーザーID及びパスワードを記載した書面により提出者に通知するものとする。
- 3 前項の規定によるユーザーID及びパスワードの付与を受けた者(以下「提供対象者」という。)は、当該ユーザーID又はパスワードを紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(予約手続き)

第9条 提供対象者は、中学校給食の提供を受けようとするときは、次に掲げる方法により日単位又は月単位による予約をしなければならない。

- (1) パソコン、携帯電話等からのインターネットによる方法
 - (2) マークシートを教育委員会に提出する方法
- 2 前項の規定による予約手続きは、同項第1号の方法による予約にあっては提供を希望する最初の日の7日前までに、同項第2号の方法による予約にあっては提供を希望する最初の日の属する月の前月の15日までに行わなければならない。
- 3 第1項第2号の方法による予約の変更は、提供を希望する日の7日前の13時までにはその手続きを行わなければならない。
- ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りではない。

(学校給食費)

- 第10条 法第11条第2項に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）の1人当たりの負担額は、1食当たり310円（主食・副食260円、牛乳50円）とする。
- 2 学校給食費は、提供対象者（生徒の場合にあっては、保護者）が負担するものとする。
- 3 学校給食費は、1月分（18食）又は6月分（90食）を単位として前納しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合は、学校給食費を後納することができる。
- 5 病気等、提供対象者の個別事情により提供を受けた中学校給食の全部又は一部を喫食できなかった場合であっても、学校給食費の全部又一部の返還は原則として行わない。

(予備食)

- 第11条 教育委員会は、中学校給食の提供に当たっては、予備食を用意するものとする。
- 2 校長は、予備食を次に掲げるときに提供することができる。
- (1) 配送数に不足が生じたとき。
 - (2) 異物混入等の事故が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げるときのほか、校長が必要と認めるとき。
- 3 前条の規定は、予備食を提供した場合における学校給食費の負担について準用する。
- 4 校長は、予備食を提供した場合（第2項第2号に掲げる場合であって、かつ、第13条第1項の規定による報告書の提出をするときを除く。）は、当該提供した日から5日以内に中学校給食予備食充当報告書を教育委員会へ提出しなければならない。ただし、第13条第2項の規定により予備食を提供した場合はこの限りでない。

5 各実施校における予備食の数は、教育長が別に定める。

(学級単位の提供中止)

第12条 校長は、学級閉鎖等の理由により、学級単位で緊急に中学校給食の提供(生徒への提供に限る。次項において同じ。)を中止する必要があると認めるときは、直ちにその旨教育委員会へ報告しなければならない。

2 前項の規定により中学校給食の提供を中止したときは、同項の規定による教育委員会への報告があった日から起算して3日目からの学校給食費については、第10条の規定にかかわらず、当該学校給食費の負担を求めないものとする。

(事故対応)

第13条 校長は、実施校において異物混入等の事故が発生したときは、直ちに喫食中止等必要な措置を講じ、教育委員会に報告するとともに、遅滞なく中学校給食事故報告書を教育委員会に提出しなければならない。

2 納品不足、ランチボックスの落下等により予備食対応を行った場合等(教育委員会が定める場合に限る。)にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の規定による教育委員会への報告及び報告書の提出は、要しない。

3 教育委員会は第1項の報告を受けた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(外来者等への提供)

第14条 外来者等に対しては、原則として中学校給食の提供を行わない。ただし、保護者による試食会を開催する場合、体験学習の講師を招聘する場合その他教育委員会が特に必要と認める場合については、中学校給食の提供を行うことができる。

2 第10条(第3項を除く。)の規定は、前項の規定により中学校給食の提供を行う場合について準用する。

(様式)

第15条 この要綱による申込書等の様式は、教育長が別に定める。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、中学校給食の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年(2014年)3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年(2014年)4月1日から実施する。